第四十四条中「であつて」を「を含む年の延滞税特例基準割合（」と、「特例基準割合適用年に含まれる期間（当該特例基準割合適用年に含まれる期間」を「延滞税特例基準割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合（当該延滞税特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、当該」を「ある場合には、当該」に、「期間を」を「場合を」に、「当該期間であつてその年に含まれる」を「第九十三条第二項（利子税）を「第九十四条第一項（延滞税）に、「特例基準割合（」を「延滞税特例基準割合（」に、「特例基準割合」を「延滞税特例基準割合」に、「特例基準割合に」を「延滞税特例基準割合に」に改める。

別表第三の一の表の備考４(2)、別表第三の二の表の備考４(2)、別表第三の三の表の備考４(2)、別表第三の四の表の備考６(2)、備考７(2)及び備考８(2)、別表第三の五の表の備考４(2)、別表第三の六の表の備考５(2)及び備考６(2)、別表第三の七の表の備考４(2)並びに別表第三の八の表の備考４(2)中「とする」を「と読み替えるものとする」に改める。

別表第七の一の表の備考２(4)中「第37条の11の３第３項」を「第37条の11の３第３項第１号」に、「提出（施行令第25条の10の２第５項に規定する提出をいう。）」を「同号に規定する提出」に改め、同表の備考２(5)中「提出する」を「提出（同項に規定する提出をいう。以下(5)において同じ。）をする」に改め、同表の備考２(14)中「提出」を「同項に規定する提出」に改める。

別表第七の二の表中

を

に改め、同表の備考１中「第37条の14第35項」を「第37条の14第31項」に改め、同表の備考２(1)中「第37条の14第27項」を「第37条の14第22項」に、「同条第29項」を「同条第24項」に、「出国（同項）」を「出国（同条第22項」に改め、同表の備考２(3)を次のように改める。

(3)　「整理番号」の欄には、第18条の15の３第15項第２号に規定する非課税適用確認書、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書（非課税口座開設届出書に添付してこれらの通知書を含む。）に記載された整理番号又は法第37条の14第７項の規定により提供を受けた整理番号（その者が同条第28項又は第29項の規定の適用を受けたものである場合には、これらの規定の適用に係る法第37条の14の２第５項第１号に規定する未成年者口座を開設する際に同号に規定する未成年者口座開設届出書に添付して提出された同項第７号に規定する未成年者非課税適用確認書又は同項第８号に規定する未成年者口座廃止通知書に記載された整理番号）を記載すること。

別表第七の三の表の備考２(4)中「又は累積投資勘定（」を「、累積投資勘定（」と「の」が」を「）又は特定累積投資勘定（同項第７号に規定する特定累積投資勘定をいう。以下２において同じ。）が」に、「又は第４号イ」を「、第４号イ又は第６号イ若しくはハ(1)若しくは(2)」に、「に当該非課税口座に」を「に当該非課税管理勘定に」に改め、「同項第２号ロ」の次に「、第４号ロ又は第６号ニ」を加え、「同条第22項」を「同条第24項、第28項又は第31項」に、「又は累積投資勘定ごと」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定（法第37条の14第５項第８号に規定する特定累積投資勘定をいう。以下２において同じ。）ごと」に改め、同表の備考２(4)イ中「累積」の次に「、満期移管上場株式等にあつては「(累積)」と記載し、当該特定累積投資勘定に受け入れた当初取得等上場株式等にあつては「特累」と記載し、当該特定非課税管理勘定に受け入れた当初取得等上場株式等又は分割等上場株式等にあつては「特非」と、満期移管上場株式等にあつては「(特非)」と」を加え、同表の備考２(4)ハ中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定（同項第４号ロに掲げる上場株式等に限る。）にあつては施行令第25条の13第22項に規定する金額とし」を加え、同表の備考２(4)ホ中「又は累積投資勘定が」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定累積投資勘定が」と、「又は累積投資勘定に」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定に」に改め、同表の備考２(5)イ中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定非課税管理勘定」に改め、同表の備考２(5)ハ中「又は累積投資勘定から」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定から」に改め、同表の備考２(6)中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同表の備考２(6)イ中「累積」と」の次に「、当該特定累積投資勘定に受け入れた上場株式等に係るものにあつては「特累」と、当該特定非課税管理勘定に受け入れた上場株式等に係るものにあつては「特非」と」を加え、同表の備考２(9)ロ中「第37条の14第21項」を「第37条の14第16項」に改め、同表の備考２(9)ハ中「第37条の14第22項」を「第37条の14第27項」に、「同条第29項」を「同条第24項」に改め、同表の備考２(9)ホ中「第37条の14第29項」を「第37条の14第24項」に改め、同表の備考２(9)ヘ中「第37条の14第26項」を「第18条の15の３第37項第１号」に、「第18条の15の３第34項第１号」に改め、同表の備考２(9)ヘ中「平成30年～49年分」の欄の」を削り、「の項」を「の欄」に改め、同表の備考３(10)ヘ中「第18条の15の10第19項」を「第18条の15の10第24項」に改め、同表の備考３(11)中「第25条の13の８第27項」を「第25条の13の８第31項」に、「第18条の15の10第24項第１号」を「第18条の15の10第26項第１号」に改める。

第二条　国税質問検査章規則（昭和四十年大蔵省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第三十七条の十四第三十五項」を「第三十七条の十四第三十五項」に改める。

第三条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三十三条第二項中「第三十七条の十四第三十五項」を「第三十七条の十四第三十一項」に改める。

第四条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正

（平成二十八年租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

附則第十四条第二項中「第三十七条の十四第二十一項」を「第三十七条の十四第十六項」に、「を提出する」を「の同項に規定する提出をする」に、「第十八条の十五の三第三十三項」を「第十八条の十五の三第三十項」に改める。

第五条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正

（平成二十九年租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年財務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第二項の表第二項第三号の項及び第十五条第二項中「附則第二十九条第七項」を「附則第二十九条第六項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中租税特別措置法施行規則第十八条の二十四の次に一条を加える改正規定及び同令第四十四条の改正規定　令和三年一月一日

二　次に掲げる規定　令和三年四月一日

イ　第一条中租税特別措置法施行規則第十八条の十一第十八項第三号の改正規定、同項第四号の改正規定、同令第十八条の十五の三の改正規定（同条第十三項第一号中「を提出した」を「の提出（同項に規定する提出をこう。以下この項、第二十九項及び第三十項並びに第十八条の十